

第32回大阪市動物愛護推進会議 会議録

1 日 時

令和2年12月24日（木） 午後2時～午後3時30分

2 場 所

大阪市役所 地下1階 第11共通会議室
大阪市北区中之島1-3-20

3 出席者

大阪市動物愛護推進会議

桑原委員、高山委員、田島委員、富永委員

オブザーバー

大阪府動物愛護畜産課 岡崎動物愛護総括主査

大阪府動物愛護畜産課 葛井副主査

事務局

大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長 川人 優

大阪市健康局健康推進部生活衛生課長 中谷 紀久雄

大阪市健康局健康推進部兼動物管理センター保健主幹 松村 国彦

大阪市健康局健康推進部生活衛生課担当係長 天辰 健一、津崎 貴則

大阪市健康局健康推進部生活衛生課係員 柳瀬 拓磨

大阪市健康局健康推進部動物管理センター分室係員 浅田 詩乃

4 議題

- (1) 「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた行動計画の進捗状況について
- (2) 住吉区におけるハト・カラスへの給餌行為に対する対応結果について
- (3) 動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）について
- (4) 「大阪市動物愛護推進員設置要領」の改定について
- (5) 令和2年度動物愛護推進員研修会について
- (6) その他

5 配布資料

次第

配席表

委員名簿

資料1－1～2

資料2

資料3－1～2

資料4－1～2

資料5

参考資料 大阪市動物愛護推進会議開催要綱

6 議事

【事務局：天辰】

定刻となりましたので、ただ今から第32回大阪市動物愛護推進会議を開催させていただきます。各委員の皆様方には、何かとお忙しい中、本会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、開会にあたりまして、大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長の川人からご挨拶を申しあげます。

【事務局：川人】

皆さんこんにちは。大阪市健康局健康推進部生活衛生担当部長の川人でございます。

皆様方には日頃から本市動物愛護管理行政に格別のご理解、ご協力を賜りまして、ありがとうございます。また現在新型コロナウイルス感染症の終息の見通しが立たず、大阪モデルでもレッドステージが継続されている中、極力3密を避け、ソーシャルディスタンスを配慮するために一番大きな会議室を使用し、マスク着用のもと、最大限感染予防に配慮しながら大阪市動物愛護推進会議を開催することとなりました。委員の皆様には、同会議に参加賜りまして誠にありがとうございます。

さて、皆様方もご承知のとおり、昨年6月19日に動愛法が改正されまして、その中の動物虐待の罰則強化等につきましては、本年6月1日から施行されています。また、来年6月1日には、動物取扱業における動物の適正な飼養管理基準の具体化や出生後56日を経過しない犬猫の販売行為の規制などがされる予定であります。

また、再来年の令和4年の6月には犬猫の販売業者に対してマイクロチップの装着の義務化が施行される予定になっております。

来年6月から施行される飼養管理基準の具体化につきましては、既にパブリックコメントも終了しており、明日12月25日に国の中央環境審議会動物愛護部会の方で答申についての審議がされると聞いております。本市につきましても国及び各自治体の動向を注視しながら動物取扱業に対する周知、または指導を行っていくところでございます。

また、本年は京都府八幡市の動物保護ボランティアの方の自宅や、島根県出雲市の民家で家庭飼育崩壊事案が新聞報道などで大きく報じられ社会問題となっています。本市におきましても本年3月の民生保健委員会の中で多頭飼育崩壊の質疑がございました。なかなか多頭飼育については行政のみでは指導や引取りが進まない現状がございまして、多頭飼育崩壊が発覚した段階では手遅れであることから、多頭飼育の段階で行政からの指導を行っていかねばならないと考えておりますので、繁殖の抑制を啓発していただいている方や、地域猫の活動を行っていただいている地域ボランティアの方との連携を検討してまいりたいとの答弁をしてきたところであります。こういった地域のボランティアの方が持っている情報を収集するとともに協力関係を構築するためには、動物愛護推進員の皆様方のご協力を得なければならないと考えているところであります。そういった中で、委員の先生方や、関与されている団体の方々のご協

力もよろしくお願ひしたいところであります。

本日は、委員の皆様方の忌憚のないご意見を頂戴いたしまして、施策の参考にさせていただきたいと考えておりますので、実り多い会議になりますようよろしくお願ひいたしまして、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局：天辰】

川人部長ありがとうございました。

それでは、会議の委員の方々をご紹介させていただきます。

お手元に配席表と本会議の委員名簿を添付しておりますので、ご参照ください。

前回に引き続き座長を務めていただきます、公立大学法人 大阪府立大学 生命環境科学部 准教授の田島委員でございます。

公益社団法人 大阪市獣医師会 副会長の高山委員でございます。

大阪府愛玩動物協会の桑原委員でございます。

公益社団法人 日本動物病院協会の富永委員でございます。

公益社団法人 日本動物福祉協会 南大阪支部 支部長の山移委員は、諸般の事情によりご欠席となっております。

続きまして、事務局の出席者につきましても紹介させていただきます。

先ほどご挨拶させていただきました、生活衛生担当部長の川人でございます。

生活衛生課長の中谷でございます。

健康推進部保健主幹兼動物管理センター保健主幹の松村でございます。

生活衛生課担当係長の津崎でございます。

生活衛生課の柳瀬でございます。

動物管理センター分室の浅田でございます。

また、例年、オブザーバーとして大阪府のご担当者にもご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 動物愛護総括主査の岡崎でございます。

大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課 副主査の葛井でございます。

最後となりましたが、本日、司会進行をさせていただきます、生活衛生課担当係長の天辰でございます。本日の出席者は以上でございます。

川人部長におきましては、このあと公務の予定が入っておりますので、ここで退席させていただきます。

なお、議事に先立ちまして「大阪市動物愛護推進会議の運営方針」により、本会議及び議事録につきましては原則公開となっていることを申し添えます。

それでは、本日お配りしております資料のご確認をお願いします。

まず、第 32 回動物愛護推進会議次第と配席表及び大阪市動物愛護推進会議委員名簿をそれぞれ

れお配りしています。

また、資料として

資料1-1：令和元年度「犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画」進捗状況について

資料1-2：(概要版) 犬猫の理由なき殺処分ゼロに向けた行動計画

資料2：住吉区におけるタカを活用した取組み結果について

資料3-1：動物の愛護及び管理に関する法律に係る環境省令に規定する事項の概要

資料3-2：動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案に対する意見の募集について

資料4-1：大阪市動物愛護推進員設置要領

資料4-2：「大阪市動物愛護推進員設置要領」新旧対照表

資料5：令和2年度大阪市動物愛護推進員研修会について

参考資料 大阪市動物愛護推進会議開催要綱

以上でございますが、資料に不足や落丁等はありませんでしょうか。ございましたら、事務局までお申し出いただきますようお願いいたします。

それでは議事に移ってまいります。田島座長、以後の議事の進行をお願いいたします。

【田島座長】

では、本日の次第に基づきまして議事を進行してまいります。

議題1の「『犬猫の理由なき殺処分ゼロ』に向けた行動計画の進捗状況について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

議題1について、事務局から説明させていただきます。

資料1-1に行動計画の取組みをまとめたものを、資料1-2に概要版を御用意しました。本日は、概要版の第4に記載する取組みについて、資料1-1を用いて説明させていただきます。なお、詳細につきましては、令和2年9月末までの個別項目進捗管理シートを本市ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。

項目1について、犬猫の収容及び殺処分の現状ですが、犬と猫の収容数は減少傾向にあり、平成30年度及び令和元年度の殺処分数は、目標としている前年度の25%減を上回る、26%減と32.1%減になりました。今年度につきましても、前年度25%減の達成に努めています。

項目2について、野犬対策では、淀川河川敷と南港地区で定点カメラを用いた捕獲を行っており、捕獲等の実績は資料のとおりです。

令和元年度に捕獲した野犬につきましては、治療の効果なく死亡した2匹を除き、おおさかワンニャンセンターでの馴致や譲渡団体の協力によってすべて譲渡することができました。

哺乳期猫譲渡は、平成30年度から3週齢未満の子猫についてもモデル事業として譲渡に取り組んでおり、今年度もモデル事業として継続して実施しています。

また、哺乳期猫以外の譲渡についても、資料のとおり実施しています。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響で、おおさかワンニャンセンターで開催している譲渡会を、個別の面談

形式としておりますが、譲渡が滞るといった影響は出ていません。

項目3について、マイクロチップ装着の推奨や所有者明示の啓発を、動物愛護フェスティバルや「犬猫を正しく飼う運動」強調月間において実施しています。

また、令和元年8月から運用している「おおさかアニマルパートナーシップ制度」の登録事業者数は1件となっています。

項目4について、命の大切さを学ぶ機会の増加の取組みとして、「命の時間」講座を資料のとおり実施しました。残念ながら、授業日数確保の点等から、小学校での実施が難しくなっています。

ふれあい事業についても、昨年度は毎年参加していたイベントがなくなった影響で、出張型の参加者数が大きく減りましたが、来所型は、平成30年度から猫とのふれあいスペースの供用を開始したこと等により増加しています。

項目5について、令和元年度に、政策企画室と連携して「大学連携ポスタープロジェクト」において「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」の大判ポスターを制作したほか、グラフィックデザイナー黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツを公表しました。9月21日には、中央公会堂においておおさかワンニャン特別大使による講演を実施しました。

また、ロゴマークの使用申請結果は資料のとおりです。

項目6について、高齢者の飼育困難による飼育放棄や多頭飼育崩壊の未然防止を図るため、令和元年12月に高齢者向け啓発リーフレットを作成し、社会福祉協議会や各区へ配布しました。

街ねこ事業の実施匹数は、令和元年度に過去最多の763匹となったほか、令和2年3月末の公園猫事業の登録数は、49公園で延べ245名となっています。

ここまでの説明で何かご質問はありますか。

特にないようでしたら、最後に改めてご質問をお伺いしますので、資料の説明を続けたいと思います。

項目7について、現在、民間団体等が活動できる施設として、城北公園内にある、もと菅原城北大橋有料道路管理事務所の活用に向け、検討中です。

項目8について、令和2年2月に、各区に災害避難所でのペット対策に関する状況調査アンケートを実施したほか、令和2年3月に、大阪府で「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」が改訂され、新たに「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」が策定されました。

項目9について、寄附金額は資料にお示ししたとおりです。令和元年度の寄附金には、公益社団法人大阪市獣医師会において販売した黒田征太郎氏デザインのチャリティーTシャツの収益金を含んでいます。

項目10について、動物愛護推進員と協働で、令和元年4月に市民を対象とした犬猫の飼い方相談を実施したほか、令和元年7月に健康局及び建設局職員を対象とした研修を実施しました。

項目11について、令和2年2月の市会本会議において、市長が市営住宅敷地内での街ねこ活動を認めるなど、さらなる拡充に向けて検討を進めるよう関係部局に指示すると答弁しており、市営住宅を所管する都市整備局で検討を行っているところです。

項目12について、令和元年6月には、犬舎に新たな空調設備を設置したほか、令和2年度に、

おおさかワンニャンセンター敷地内に、収容犬のためのドッグランの設置する予定です。
説明は以上です。

【田島座長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【高山委員】

教えていただきたいのですが、現在、殺処分される動物の収容される理由として一番多いのは何でしょうか。持ち込みなのか、それとも捕獲をされるケースが多いのか、教えてください。

【事務局：津崎】

犬と猫で理由は異なります。犬の場合、昔は野良犬が多かったのですが、現在は淀川河川敷や南港地区に一部野犬は見られますが、そういった野良犬が少なくなっています。多くはやはり飼い主さんからの引取りとなっています。ですが、猫の場合、こちらのほうは、野良猫が産み落とされたまだ大きくなりきっていない乳飲み子が多くなります。犬と違いまして猫は捕獲義務がございませんので、どうしても収容されるものとしては衰弱したもの、怪我をしたものとなります。その中で産み落とされて育児放棄されたような子猫というものがやはり収容数の大部分を占めています。

【高山委員】

哺乳期猫の譲渡推進事業の中で、平成 28 年度ですと 1,300 匹が子猫で、その中で哺乳期猫として 58 匹を譲渡していますが、現在最終的に殺処分されている子たちというのは理由なき殺処分になるのでしょうか。

【事務局：津崎】

本市では「理由なき殺処分ゼロ」の達成を目指しているのですが、現状としましては理由のない殺処分というのは事実上行っていません。しかし、環境省の分類として、3つの分類があり、1つ目は攻撃性があつたり、重篤な疾病にかかっているといった譲渡が困難な犬猫についての処分。2つ目は管理が難しいという理由で処分されている犬猫、そして、3つ目は収容中に亡くなった犬猫です。基本的には、2つ目の管理が難しい犬猫についての殺処分数をいかに減らしていくかというところで「理由なき殺処分ゼロ」の達成を目指しているところでございます。

現在、2つ目の管理が難しいといった理由で殺処分している犬はゼロになっています。猫の方も、2つ目のすべてが哺乳期猫であるために、管理が出来ずやむなく殺処分としている状況にございます。ここをいかに大阪市が譲渡につなげていくことができるかといったところが課題だと考えています。

【高山委員】

小さな哺乳期で症状を持っている子たちを育てるのは非常に難儀なことだと思います。ありがとうございます。

【富永委員】

譲渡に関してですが、大阪市からはおおさかワンニャンセンターであったり、大阪市獣医師会の子猫リレー事業で譲渡をされているという認識をしていますが、今、保護犬カフェ等が沢山増えていますけれど、民間のそういった場所に大阪市から依頼をしたり、直接のつながりはあるのでしょうか。

【事務局：津崎】

そういった民間の団体さんからも協力をいただいております、おおさかワンニャンセンターでは一般に講習会を開いて譲渡するものとは別に、団体譲渡というものがございます。団体譲渡というのは、譲渡活動をしている団体さんにおおさかワンニャンセンターへ登録していただいて、一定の決まり事を守って譲渡につなげていただける団体さんと約束を交わしまして、譲渡を行っていくものです。ですので、いろいろな譲渡会を開催する団体さんとも協力する形となっています。

【富永委員】

基準というようなものはどこかに掲載されているのでしょうか。

【事務局：津崎】

譲渡要綱を作っております、これに基づいて譲渡団体の登録をしていただくという形になっています。譲渡要綱につきましてはホームページで公表していたかと思いますが、そこは確認させていただきます。

【富永委員】

よろしく願いいたします。

【田島座長】

他に何も質問はないでしょうか。私から一つ質問させていただきたいのですが、譲渡団体に渡した犬猫の追跡調査といったことはされているのでしょうか。

【事務局：津崎】

譲渡団体に譲渡した犬猫につきましては、団体から必ず報告をいただいております。いづどなたに最終譲渡したか情報収集を行っておりますので、そちらの把握はさせていただいているところです。

【田島座長】

ありがとうございました。安心いたしました。他にご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

【桑原委員】

確認ですけれども、理由なき殺処分というのは、事実上はゼロに等しいということによろしいでしょうか。

【事務局：津崎】

理由なく殺処分をしていることは一切ありません。あくまでも今行っている殺処分というのは、譲渡ができないような犬猫だったり、管理が出来ないような哺乳期の猫がほとんどとなっておりますので、そういった意味では理由なく殺処分をしている犬猫はゼロとなります。

【田島座長】

他にございませんでしょうか。

これ以上のご質問がないようですので、議題2「住吉区におけるハト・カラスへの給餌行為に対する対応結果について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

それでは議題2について説明いたします。

資料2をご覧ください。

J R 阪和線我孫子町駅東側周辺において、5、6年前、場所によっては10年ほど前から、一部の住民グループが、毎日早朝ハトなどへの餌やり行為を繰り返していた問題について、令和元年12月に環境局が「廃棄物条例」を改正し、関係部局が連携して対応してまいりましたが、解決に至らなかったことから、令和2年6月に施行された「改正動愛法」第25条を給餌グループに適用することを判断しました。

「改正動愛法」第25条では、動物の飼養、保管又は給餌若しくは給水に起因した騒音又は悪臭の発生、動物の毛の飛散、多数の昆虫の発生等によって、周辺住民の日常生活に著しい支障を及ぼしていると認められる事態であって、かつ、周辺住民の間で共通の認識となっていると認められる事態が生じているときは、当該事態を生じさせている者に対し、指導又は助言、勧告、命令することができることと規定されており、命令に違反した者には50万円以下の罰金が定められています。

その後、8月25日に給餌グループのリーダーから環境局へハト・カラスの給餌を終了した旨の申出がありました。

さらに、周辺住民の生活環境被害を速やかに解消するため、健康局でタカを活用したハト・カラスの追い払いを行うことを決定し、9月4日から計10回実施しました。

これにより、住吉区役所に寄せられた10月の苦情件数は2件となり、給餌場所で長年発生していたハト・カラスによる生活環境被害は解消されたと考えています。

【田島座長】

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【桑原委員】

参考までにお伺いしたいのですが、タカの放鳥というものは具体的にどのようなものなのか。

【事務局：津崎】

実際には鷹匠さんにタカを連れてきていただき、給餌グループが餌を撒いていた朝5時頃から習慣的に集まってきているハト・カラスがいる給餌場所を中心に、鷹匠さんにタカを連れて巡回していただきました。実際に集まっている状況や巣が確認できれば、その都度タカを放して追い払いを実施しました。

【田島座長】

他にご質問はありませんでしょうか。

【高山委員】

住吉区の方の苦情が激減したということですが、ハトやカラスが居なくなったわけではないと思うのですけれども、例えば他区の苦情が増えているということはないのですか。

【事務局：津崎】

特にその周辺の区で目立って苦情が増えたといった事例の報告はございません。

【高山委員】

ありがとうございます。

【富永委員】

ハト・カラスではなく猫なのですが、給餌後の片付けの条例が出来たあと、鶴見緑地公園や大阪城公園で散歩していると思うことが、あからさまに食器やトレーに餌が置いてあるということはないですけれども、ちょっとした穴の中や草の中にキャットフードが置いてあることがものすごく多くて、犬を連れてくるものからすると、犬が食べてしまうことがよくあって、条例ができたことによって隠れてあげている方が増えたのかなというような印象を受けたのですけれども、そういった苦情は特にはないのでしょうか。

【事務局：津崎】

以前から猫の餌やりについては苦情が多く寄せられている現状がございます。ですので、この条例が出来たことで悪質になったというようなことは聞いておりません。大阪市としましては街ねこ事業といったものを進めている中で、猫の無責任な餌やり、餌の放置とか、餌を撒き散らすとか、後々の繁殖のことを考えていないとか、そういったものに対する注意指導はずっ

と行っておりますので、その辺のところは隠れて行う人も出てきている原因とも考えられます。

【富永委員】

明らかに増えたと思最近思います。草の中や穴の中に意図的に入れているのかなと思うことが多くあります。

【田島座長】

他にございませんでしょうか。カラス・ハトが減ったということは、良かったと思います。

これ以上のご質問がないようですので、議題3「動物の愛護及び管理に関する法律に係る省令案（飼養管理基準に係るもの）について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

それでは議題3について説明いたします。

令和元年6月19日に「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、令和2年から令和4年にかけて段階的に施行されることとなっています。

資料3-1に、令和2年8月12日に環境省が開催した検討会において取りまとめられた、環境省令に規定する飼養管理基準の概要をお示ししています。

これは令和3年6月1日に施行される予定の基準案になっております。こちらの基準には7つの事項がございます、

1. 「飼養施設の管理、飼養施設に備える設備の構造及び規模並びに当該設備の管理に関する事項」
2. 「動物の飼養又は保管に従事する従業者の員数に関する事項」
3. 「動物の飼養又は保管をする環境の管理に関する事項」
4. 「動物の疾病等に係る措置に関する事項」
5. 「動物の展示又は輸送の方法に関する事項」
6. 「動物を繁殖の用に供することができる回数、繁殖の用に供することができる動物の選定その他の動物の繁殖の方法に関する事項」
7. 「その他動物の愛護及び適正な飼養に関し必要な事項」

これらの事項について、令和2年10月16日から11月17日までパブリックコメントが行われ、動物愛護推進員の皆様に、資料3-2により案内いたしました。

今後、パブリックコメントの結果を踏まえて、明日12月25日に開催される中央環境審議会動物愛護部会で答申が行われた後、令和3年6月1日に新たな基準が施行される予定です。

以上、議題3について説明を終わります。

【田島座長】

ただいまの事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

つづきまして、議題4「『大阪市動物愛護推進員設置要領』の改定について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

それでは、議題4について説明をさせていただきます。まず、資料4-2を御覧ください。

多頭飼育崩壊を未然に防止するためには、多頭飼育となっている市民の情報を速やかに収集する必要があり、行政に寄せられた苦情や動物虐待通報共通ダイヤル「おおさかアニマルポリス#7122」のほか、地域ボランティアの情報も有効であることから、地域ボランティアとのつながりが深い動物愛護推進員を拡充し、推進員を通じた情報収集を行うことで、多頭飼育者に対し適切な啓発に努めていきたいと考えています。

そのために、大阪市動物愛護推進員設置要領を改正し、推進員の推薦者に、保健福祉センター所長又は動物管理センター所長を追加したほか、推進員の報告書を様式第3号として定めました。

改正した要領の全文は、資料4-1のとおりです。こちらに、先ほどご説明した様式第3号もつけさせていただきます。

以上議題4の説明となります。

【田島座長】

ただいまの事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【桑原委員】

推進員は現在何名いらっしゃるのですか。

【事務局：津崎】

現在28名となっています。

【田島委員】

一つお伺いしたいのですが、この新しく様式第3号が出来たということは、今までは報告書のパターンは決まっていなかったということですか。

【事務局：津崎】

今までは様式というものを定めておらず、年度終了時に推進会議を通じて報告をしていただくという形になっていましたが、報告が思うように集まっていなかった現状がございました。

また、年度まとめでの報告となっていたので、速やかに情報収集をするという意味でもあまりよろしくないと思ひまして、今回報告しやすいように様式を定めたほか、速やかに報告していただけるように随時報告とさせていただきました。

【田島座長】

これはメール添付でも大丈夫なのですか。

【事務局：津崎】

はい。メールでも、FAXでも、郵送でも、事務局に送っていただければ、速やかに情報共

有を行いたいと考えております。

【田島座長】

ありがとうございました。速やかに情報が共有できることは非常に良いことだと思います。他に何かご質問はありますか。

それでは、議題5「令和2年度動物愛護推進員研修会について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局：津崎】

それでは、議題5について説明させていただきます。まず、資料5をご覧ください。

今年度の研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、令和2年12月11日付けの通知による資料配布をもって研修に代えさせていただきました。

内容は次の4項目となっています。

一つ目は、令和2年6月1日に施行した「大阪市動物の愛護及び管理に関する条例」の改正について

二つ目は、「犬猫の理由なき殺処分ゼロ」に向けた取組みについて

三つ目は、令和2年3月18日に大阪府が施行した「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」の改訂及び「大阪府災害時動物救護活動マニュアル」の策定について

四つ目は、大阪府でパブリックコメントが予定されている「大阪府動物愛護管理推進計画」の改定（案）について

これらを各推進員さんに資料としてお送りさせていただいております。

来年度の研修会につきましては、新型コロナウイルス感染症の発生状況を考慮しながら、実施を検討してまいります。

議題5については以上になります。

【田島座長】

ただいまの事務局からの説明について、何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【桑原委員】

いつも思っていることなのですが、推進員さんにもう少し有用に活動してもらう方法はないのでしょうか。

【事務局：津崎】

今回、推進員さんの設置要領を改定いたしまして、より多くの方に推進員へなっていただけるように推薦方法を変更したほか、その都度活動報告をしていただけるような体制とさせていただいております。本市も積極的にイベント等、協働で何かできないかお声掛けはさせていただきたいと考えていますので、今新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等の開催が難しい状況ではありますが、そういったことでより連携を深めていきたいと考えています。

また、行動計画にもありましたとおり、動物愛護団体やボランティアの皆さんと一緒に活動

してもらえそうな施設の整備も検討を進めているところです。そうした施設も整備できましたら改めて一緒に動物愛護の推進に向けた活動を行っていきたいと考えております。

【桑原委員】

殺処分ゼロにしなければいけないという現状を作っているのが無謀な飼育者ですから、これをなんとかしないといつまでたっても解決しないわけです。それについて、推進員さんをもっとうまく活用するような施策を考えてくれたらありがたいですね。

【事務局：津崎】

今、国でもそういった多頭飼育の問題であるとか、高齢者のペット問題について、福祉といかに連携してやっていくかガイドラインの作成に取り組んでいるところでございます。また、ガイドラインが示されれば、それをもとに大阪市でも福祉局との連携を含め、推進員さんと一緒にそういった方々に啓発をしていければと考えております。ガイドラインが示されましたら推進員さんには情報提供させていただき、いろいろな取り組みについて一緒に考えていきたいと考えております。

【桑原委員】

ありがとうございます。

【田島座長】

よろしいでしょうか。

これ以上のご意見、ご質問がないようですので、次の「その他」として事務局から何かありますでしょうか。

【事務局：津崎】

はい。議題には書いておりませんが、その他でいくつかお話しをさせていただきます。

まず、委員の皆様におかれましては、平成31年4月から委員として委嘱させていただいておりますが、令和3年3月31日で2年間の任期が満了となります。

本市が定めております、「審議会等の設置及び運営に関する指針」におきまして、委員の選任につきましては、在任期間が4年を超えない又は再任1回までとされています。

そのため、桑原委員、田島委員、山移委員におかれましては、2期目の任期が満了となることをもちまして、退任されることとなります。御三方におかれましては、4年間の長きにわたり、本市へのご助言とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

高山委員、富永委員につきましては、来期2年間についても、引き続き委員をお願いしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、動物愛護推進員につきましても、同様に令和3年3月31日で任期満了となります。

次期推進員の推薦につきましては、大阪市動物愛護推進員設置要領を改定したところですが、本会議構成団体からの推薦は、前回と同様にお願いしたいと考えております。

各委員及び推進員の推薦について、後日、各団体あてに依頼文書を発出いたしますので、よ

ろしくお願いします。

【田島座長】

ただいまの説明について何かご意見、ご質問等はありませんでしょうか。

【事務局：津崎】

議題1で富永委員からご質問いただきました犬・猫の譲渡実施要綱ですが、本市ホームページにて公開されており、そのなかに譲渡団体が登録する際の基準についても記載しておりましたので、掲載場所については別途お知らせいたします。

【田島座長】

その他、今日の議題についてご意見等はありませんか。

なければ、本日の議題・報告は以上と聞いておりますので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局：天辰】

田島座長、ありがとうございました。

委員の方々あるいは事務局から連絡事項等ありませんでしょうか。

【事務局：天辰】

ないようですので、第32回大阪市動物愛護推進会議を終了させていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。